

育児・介護休業等に関する労使協定の例

- ★ 以下のような労使協定を締結することにより、育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、所定外労働の制限、短時間勤務の対象者を限定することが可能です。労使協定については、労働基準監督署長への届出は不要です。
- ★ 労使協定とは、事業所ごとに労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者と事業主との書面による協定をいいます。
- ★ 子の看護休暇、介護休暇を半日を単位として取得することが困難と認められる従業員については、労使協定により適用除外とすることができます。
- ★ 育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員について、このほかにも一定の範囲で規定することができます。

育児・介護休業等に関する労使協定

〇〇株式会社と□□労働組合は、〇〇株式会社における育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

(育児休業の申出を拒むことができる従業員)

- 第1条 事業所長は、次の従業員から1歳に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。
- 一 入社1年未満の従業員
 - 二 申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
 - 三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護休業の申出を拒むことができる従業員)

- 第2条 事業所長は、次の従業員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。
- 一 入社1年未満の従業員
 - 二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
 - 三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(子の看護休暇、介護休暇の半日単位取得について)

- 第3条 対象となる従業員は、勤務時間9時～17時45分の従業員とする。
- 2 取得の単位となる時間数は、始業時刻から3時間又は終業時刻まで4時間45分とする。
 - 3 休暇1日当たりの時間数は、7時間45分とする。

(子の看護休暇の申出を拒むことができる従業員)

- 第4条 事業所長は、次の従業員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。
- 一 入社6か月未満の従業員
 - 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護休暇の申出を拒むことができる従業員)

- 第5条 事業所長は、次の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。
- 一 入社6か月未満の従業員
 - 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(所定外労働の制限の申出を拒むことができる従業員)

- 第6条 事業所長は、次の従業員から所定外労働の制限の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。
- 一 入社1年未満の従業員
 - 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

- 第7条 事業所長は、次の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。
- 一 入社1年未満の従業員
 - 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

- 第8条 事業所長は、次の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。
- 一 入社1年未満の従業員
 - 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(従業員への通知)

- 第9条 事業所長は、第1条から第2条及び第4条から第8条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

(有効期間)

- 第10条 本協定の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、会社、組合いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成〇年〇月〇日

〇〇株式会社

代表取締役

〇〇〇〇

印

□□労働組合

執行委員長

〇〇〇〇

印

Ⅵ 男性の育児参加を応援してみませんか

仕事をしながら育児をしたいと考えているのは、女性だけではなく男性も同様です。仕事と家庭の両立を希望する従業員が男性の中でも多数を占めつつある現在、人事管理においてこの問題に取り組む重要性が高まっています。

(Q) なぜ、企業が男性の育児参加のための職場環境づくりに取り組まなければならないのですか。

(A) 男性の育児参加は、仕事を新たな視点から見つめ直すという効果が期待できます。例えば育児休業を取得した男性従業員の中には、「仕事と違う空間でリフレッシュできた」という意見や、「育児を通してこれまでの働き方を見直すよい機会になった」という意見もあり、男性従業員本人にも様々なメリットがあることが指摘されています。

男性の育児参加、特に育児休業にかかる課題を解決することが、基幹的な仕事をする従業員の仕事と育児の両立の問題の解決にもつながっていくといえるでしょう。

(Q) 男性の育児参加できる職場環境づくりを勧めることの企業メリットは何ですか

(A) 育児休業や短時間勤務などの制度利用者がでることにより、人員減に対する職場での対応が求められることになり、それが職場の中の仕事の効率化、情報共有化の仕組み等を進めていくきっかけとなること大いに期待できます。

こうした取組が進めば、育児休業以外の場合の不測の欠員という事態にも対応しうるなど、組織のフレキシビリティが高まり、職場の危機管理能力が高まるといえるでしょう。

○データでみる男性の育児休業を取り巻く現状○

【 現 状 】

男性の育児休業取得率 **2.65%** ^(※1)

(平成27年度)

(※1)

厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成27年度)

【 目 標 】

男性の育児休業取得率 **13%** ^(※2)

(平成32年度)

(※2)

少子化社会対策大綱 (平成27年3月20日)

問い合わせ（相談）窓口

1 労働問題全般についての問い合わせや労働相談は

* 県の相談窓口 *

名 称	電話番号	所 在 地
福井県産業労働部労働政策課 中小企業労働相談所	0776-20-0389	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
福井県労使相談センター 丹南事務所	0778-22-1006	〒915-0814 越前市中央2丁目5-36越前市労働福祉会館内
福井県労使相談センター 嶺南事務所	0770-22-1015	〒914-0802 敦賀市呉竹町1-41-15奥野ビル102号室

* 国の相談窓口 *

名 称	電話番号	所 在 地
福井労働局総合労働相談コーナー	0776-22-3363	〒910-8559 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階
福井総合労働相談コーナー	0776-54-6167	〒910-0842 福井市開発1丁目121-5 福井労働基準監督署内
武生総合労働相談コーナー	0778-23-1440	〒915-0814 越前市中央1丁目6-4 武生労働基準監督署内
敦賀総合労働相談コーナー	0770-22-0745	〒914-0055 敦賀市鉄輪町1丁目7-3 敦賀労働基準監督署内
大野総合労働相談コーナー	0779-66-3838	〒912-0052 大野市弥生町1-31 大野労働基準監督署内

2 育児・介護休業法、一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）、男女雇用機会均等法については

名 称	電話番号	所 在 地
福井労働局雇用環境・均等室	0776-22-3947	〒910-8559 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階

3 国の育児休業関係助成金については

名 称	電話番号	所 在 地
福井労働局雇用環境・均等室	0776-22-0221	〒910-8559 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階

4 出産手当金、出産育児一時金については

名 称	電話番号	所 在 地
全国健康保険協会福井支部 業務グループ	0776-27-8302	〒910-8541 福井市大手3丁目4-1 福井放送会館5階

※出産当時使用していた保険証の発行元（保険者）にお問い合わせください。

5 就業規則、賃金、労働時間など労働条件については

名 称	電話番号	所 在 地
福井労働局労働基準部監督課	0776-22-2652	〒910-8559 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階
福井労働基準監督署	0776-54-6167	〒910-0842 福井市開発1丁目121-5
武生労働基準監督署	0778-23-1440	〒915-0814 越前市中央1丁目6-4
敦賀労働基準監督署	0770-22-0745	〒914-0055 敦賀市鉄輪町1丁目7-3
大野労働基準監督署	0779-66-3838	〒912-0052 大野市弥生町1-31

6 産前産後休業期間中および育児休業期間中の社会保険（健康保険・厚生年金）料の負担免除については

名 称	電話番号	所 在 地
日本年金機構 福井年金事務所	0776-23-4512	〒910-8506 福井市手寄2-1-34
日本年金機構 武生年金事務所	0778-23-1123	〒915-0883 越前市新町5-2-11
日本年金機構 敦賀年金事務所	0770-23-9901	〒914-8580 敦賀市東洋町5-54

7 雇用保険（育児休業給付金）については

名 称	電話番号	所 在 地
ハローワーク福井	0776-52-8150	〒910-8509 福井市開発1丁目121-1
ハローワーク武生	0778-22-4078	〒915-0814 越前市中央2丁目8-23
ハローワーク大野	0779-66-2408	〒912-0087 大野市城町8-5
ハローワーク三国	0776-81-3262	〒913-0041 坂井市三国町覚善69-1
ハローワーク敦賀	0770-22-4220	〒914-8609 敦賀市鉄輪町1丁目7-3
ハローワーク小浜	0770-52-1260	〒917-8544 小浜市後瀬町7-10

8 育児・介護休業生活資金貸付金制度については

名 称	電話番号	所 在 地
福井県産業労働部労働政策課	0776-20-0389	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
北陸労働金庫 福井県本部	0776-22-5677	〒910-0004 福井市宝永2丁目1-24

仕事と子育ての両立支援ハンドブック

(事業主の皆さんへ)

平成29年6月発刊

福井県産業労働部労働政策課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL 0776-20-0389

FAX 0776-20-0648

